

平成21年第7回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成21年12月22日（火曜日）

議事日程（第7号）

平成21年12月22日（火）午後1時30分開議

第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第188号から議案第191号、議案第204号から議案第211号、議案第215号、議案第216号、議案第221号、議案第222号、議案第235号、請願第10号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第192号から議案第200号、議案第214号、議案第218号から議案第220号、議案第223号、議案第224号、議案第226号、議案第227号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第201号から議案第203号、議案第212号、議案第213号、議案第217号、議案第225号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第167号から継続審査中の議案第170号

第2 発議案第11号

第3 発議案第12号

第4 発議案第13号

第5 発議案第14号

第6 発議案第15号

第7 議案第228号

第8 議案第229号

第9 議案第230号

第10 議案第231号

第11 議案第232号

第12 議案第233号

第13 議案第234号

第14 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番 松本正勝君

2番 中川直美君

3番 中村剛一君

4番 白杵克身君

5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬擁	君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝彦	君
19番	金光英晴	君	20番	猪股文彦	君
21番	川上龍一	君	22番	本間千佳子	君
23番	金子克己	君	24番	根岸勇雄	君
25番	近藤和義	君	26番	祝優雄	君
27番	加賀博昭	君	28番	竹内道廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	甲斐元也	君
会計管理者	本間佳子	君	総務部長	齋藤英夫	君
企画財政部長	齋藤元彦	君	市民環境部長	金子優	君
福祉保健部長	佐々木正雄	君	産業観光部長	金子晴夫	君
建設部長	田畑孝雄	君	総務部長 (総務課長)	中川義彦	君
企画財政部副部長 (財政課長)	本間進治	君	福祉保健部副部長 (福祉課長)	新井一仁	君
産業観光部副部長 (観光課長)	計良範龍	君	建設部副部長 (建設課長)	渡邊正人	君
教育長	渡邊剛忠	君	教育次長	山本充彦	君
両津病院院長	菊地賢一	君	選挙管理委員会 事務局長	藤井雄一	君
代査委員	清水一次	君	監査委員 局長	鹿野義廣	君
農業委員会 事務局長	伊藤將美	君	消防長	加藤貴一	君
市民環境部長 市民課長	佐藤弘之	君			

事務局職員出席者

事務局長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池	昌	映	君	
議事調査係 議長	中	川	雅	史	君		議事係	谷	川	直	樹	君

午後 1時30分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第188号から議案第191号、議案第204号から議案第211号、議案第215号、議案第216号、議案第221号、議案第222号、議案第235号、請願第10号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第192号から議案第200号、議案第214号、議案第218号から議案第220号、議案第223号、議案第224号、議案第226号、議案第227号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第201号から議案第203号、議案第212号、議案第213号、議案第217号、議案第225号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第167号から継続審査中の議案第170号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託をした案件について、委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、総務常任委員会に付託された案件につきまして、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第188号 佐渡市教育文化振興基金条例の制定について。本案は、同種の目的基金の整理統合を行うことにより、基金の運用をより円滑に行うため、佐渡市教育文化施設建設基金ほか4基金を廃止し、新たに佐渡市教育文化振興基金を設置するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第189号 佐渡市産業振興基金条例の制定について。本案は、同種の目的基金の整理統合を行うことにより、基金の運用をより円滑に行うため、佐渡市中山間ふるさと水と土保全基金ほか3基金を廃止し、新たに佐渡市産業振興基金を設置するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定について。本案は、同種の目的基金の整理統合を行うことにより、基金の運用をより円滑に行うため、佐渡市ふるさと振興基金ほか8基金を廃止するもので、佐渡市地域振興基金に8基金を統合をし、佐渡市福祉保健センターやすらぎ運営基金

については、佐渡市地域福祉基金に統合するものであります。審査の結果、次のとおり賛成多数で修正可決すべきものとして決定しました。

修正理由。行政庁舎建設基金を地域振興基金に編入統合することは、本基金の目的になじまない。独立した基金として存続させ、将来の統合庁舎の建設に備えるべきである。

修正事項。本則中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。附則中、「佐渡市行政庁舎建設基金条例」を削る。

議案第191号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、平泉地域活性化センターを廃止し、地元自治会に譲渡することから、条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第204号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年4月から深浦小学校と小木小学校を統合するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第205号 佐渡市新穂総合センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、行政財産としての用途を廃止し、普通財産とするため条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第206号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂地区公民館を新穂行政サービスセンター内に移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第207号 佐渡市赤泊中学校生徒冬期宿舍条例及び佐渡市地方青年の家条例を廃止する条例の制定について。本案は、赤泊中学校生徒冬期宿舍及び地方青年の家が公の施設としての設置の役割を終え廃止することにより、条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第208号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した小木プールを廃止し、小木多目的広場は所管について見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第209号 佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第210号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、現在の中央消防団、両津消防団、相川消防団、南佐渡消防団を平成22年4月1日をもって統合し、佐渡市消防団として新たに発足するため、条例の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第211号 字の変更について（達者地内）。本案は、達者地内の一部について当該区域の住民と姫津集落の一体性を確保する必要があると認められるため、字を変更することについて地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第215号 財産の無償譲渡について（旧真野体験農場用住宅）。本案は、旧真野体験農場用住宅を四日町自治会に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第216号 財産の無償譲渡について（平泉地域活性化センター）。本案は、平泉地域活性化センターを泉区会に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第221号 財産の無償譲渡について（旧中島邸）。本案は、小木宿根木地内にある旧中島邸を大字宿根木自治会に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第222号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7億3,641万3,000円を追加し、予算総額を474億1,207万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び国県支出金などの増額と市債の減額であります。歳出では、第2次経済対策事業として、子育て家庭応援特別手当支給事業、安全・安心まちづくり事業、海上輸送費支援事業のほか、種ガキ再搬入経費支援事業、佐渡マラソン大会負担金などの補正であります。審査の結果、次のとおり意見を付して賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会、10款教育費、5項社会教育費、8目社会教育施設管理費中歴史・民俗施設管理運営費については、アマチュア秀作美術館等の収蔵品の移設管理について、委員会で指摘された意見を尊重し、慎重に対処すること。

産業建設常任委員会。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費中製造業海上輸送費補助金400万円については、水産業に係る経済対策予算であるが、漁業者への直接支援となるべきものではないと史料することから、当該経費については原則的に執行を凍結するよう求める。

議案第235号 財産の取得について（金井地区）。本案は、小学校建設用地として、金井地区の土地9,420平方メートルを取得することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第10号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担金制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、いじめ、不登校、登校拒否、暴力行為など、深刻な教育課題の解決のためには、一人一人の子供へのきめ細やかな教育が求められています。それには1学級30人以下の適正な教育環境をつくり、教職員を配置することが最も重要です。さらには、地方財政の厳しさと格差が拡大する中であって、ひとしく教育を受ける権利を保障するために、義務教育費国庫負担金制度の堅持と負担率2分の1への復元が必要であり、教育制度、予算の拡充を講ずるよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） それではお尋ねいたします。

議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定についてでございます。これは、

基本的には議会は基金をまとめるべきだという考え方だったわけですが、総務文教委員会において、これを行政庁舎建設基金は1本抜くべきだと、単独に残す必要ありという修正であります、その審査経過と根拠についてお知らせ願いたい。

次に、これに関連するとすれば、今後予想される温泉等の市有財産の建築物が多くなると考えられますが、そのための基金は必要と考えられるかどうか。どのようにお考えか、審査の経過をお知らせ願いたい。

また、あえてここでこの問題を修正として出したのについては、審査の中で執行部より何か具体的な提案等が示唆されたどうか。この3点についてお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、総務委員会の審査経過等について猪股議員の質疑にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、新庁舎建設を単独に残す必要があるというこの審査過程ということでございますが、総務委員としての私が修正案を提出いたしました。修正案についての審査に当たっては、委員長の職務を金田副委員長に交代してもらい、審査をしました。提案説明は、当然私が申し上げましたが、その内容は行政庁舎建設基金を地域振興基金に編入統合することは、本基金の目的になじまない。独立した基金として存続させ、将来の統合庁舎の建設に備えるべきであると説明を申し上げました。その後質疑に入ったわけですが、特に発言はありませんでした。討論は、反対討論があり、採決した結果、賛成多数で修正案は本委員会において可決されました。

それから2点目でございますが、根拠ですが、根拠といいますと、あえて申し上げますれば、地方自治法第112条の議員の議案の提出権及び同法第115条の2、修正動議、発議の手続、この中で行政実例がございまして、昭和31年9月28日の行政実例では、本来ですと議員定数の12分の1以上の発議者が必要ですが、委員会についてはこの規定の適用が除外されております。したがって、1人で私が修正案を出したことが認められまして、それが委員会で可決されると委員会の修正案となります。

次に、2点目のお尋ねですが、解体するための基金の必要性についての議論はございませんでした。

3点目ですが、特に執行部からそういう示唆はございません。要は、将来の庁舎建設に備え、今から基金を積み立て、独自の特定目的基金として財源の確保を図る必要があるとの認識に立ったものであります。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 次に、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 議案第190号について質問いたします。

地方自治をつかさどる二元代表の一つ議会が本年3月、19年度決算を不認定にしたことについて、議案修正という権能を発揮したことについてまずは大いに賛意を表するものであります。今後とも議会の権能を高めるべく議員提案の条例等を制定する方向を目指して切磋琢磨していかなければならないという基本認識のもとに質疑を行います。

まず、本議案を修正した理由を伺います。また、賛否数はいかがか。これは先ほどの猪股議員と重複するので、省略いただいても構いません。

第2点、廃止されなかった条例、佐渡市行政庁舎建設基金条例の制定趣旨と基金積み立て状況を問います。また、報告に述べられている統合庁舎とは、具体的にどのような行政庁舎を指すのか、それを伺います。また、当然このような目的基金に関しましては、基金の積み立て計画なども私は必要だと思いますが、そのような議論がなされたかどうかということをお伺いします。

第3点、従来議会は意見を付して可決というふうなパターンを踏襲しておりまして、その意見を執行部側に強烈に追及していきながら、趣旨に沿った条例を改めて出させるといった手法をとっていたと思われまますが、このたびのような修正という形をとったのはなぜなのかということについて、またその意義も含めて伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、田中議員の質疑に対して回答を申し上げたいと思います。

まず、1点目の本議案を修正した理由を問うということですが、これにつきましては先ほど猪股議員に申し上げたとおりでございますので、理由については、また委員会報告書の中にも書いてありますので、省略させていただきたいと思ひます。賛否の数でございますが、8名出席の委員会で、採決に加わる7名のうち修正案を可とする者6名、反対1名であります。

2点目の基金条例の趣旨等でございますが、これにつきましてはこの佐渡市基金条例は、前身は相川町の行政庁舎建設基金条例が平成16年3月1日に合併により佐渡市の行政庁舎建設基金条例に発展的に解消というか、衣がえしたものでございます。それから、基金の積み立て状況でございますが、平成20年度末残高としまして、2,126万9,000円となっております。次に、統合庁舎の概念でございますが、統合庁舎の概念は市長事務部局、議会、その他の行政委員会の組織が1つの組織に入るものと考えております。それから、基金積み立て計画などの議論はあったかということですが、これについての議論はありませんでした。

それから3点目ですが、なぜ意見を付して可決としないかというような趣旨のことでございますが、先ほど田中議員のほうの質疑の中でもありましたように、意見と修正案は全く性格を異にしております。改めて同趣旨の条例提案を求めることは、議案第190号を可決した後に意見を付しても拘束力はないと考え、法的拘束力を持った修正案としたものでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

田中 中文夫君。

○15番（田中 中文夫君） 委員長答弁は、将来展望を見据えて今から着実に基金を積み立てていくべきだというお考えの中で、議会の意見を積極的に展開するという意味で、あえて修正という形でこの議案に臨んだというふうなお答えですので、それについては私も了といたしますが、行革委員会を主催している立場で一言申し上げたいのですが、行革ではさきの中間報告で、議会と行政とは同一の場所にあつて切磋琢磨し合うことによって地方自治の本旨を遂げるのだということで、その旨の現状を憂えて議会機能を移転すべきだという提言をいたしました。また、この本定例会中に執行部のほうから、現在行われている部制を課制に移行させるという考え方も示され、新たな機構改革が来年度から発動するわけです。そのことも踏ま

えて、議会機能を可及的速やかにする。本庁部局、行政と並存する形の中で進めていくということの必要性がますます高まってきているという認識を持っております。その意味で、今回改めてこの行政庁舎建設基金なるものを残したことについて、議会機能を移転整備するための費用として、この基金が使えるものかどうかということをお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 佐渡市のこの行政庁舎建設基金条例については、目的に沿って処分することができるということでございますので、当然今質疑のありました行政庁舎等については、この基金から充当できるものと解釈しております。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 今の委員長の答弁を聞いて意を強くしましたので、改めて来年度予算については予算から基金を2億でも3億でも積み立てるような措置を積極的に働きかけていただきたいと思います。よろしく願います。答弁は結構です。

○議長（竹内道廣君） 次に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） まことにくだらぬ修正であります。そもそも先ほども答弁にありましたが、これは旧相川町が持っておった庁舎建設基金2,100万少々、これを持ってきたものを分離をすると、こういうことです。まことにずれておるといのは、これでぼちぼち積み立てて庁舎を建てて間に合いますか。現在金井の本庁の裏にある保育園を統廃合してあそこに議会棟を建てるといこと自体がまことにずれておるといことを私は申し上げたとおりなのです。そこでお聞きしたい。少なくとも修正するからには、この基金はどうすべきかということが明確にならなければならない。将来に備えて積み立てるべきだといようなずれた指摘になっておるのは、どういうことを意味しておるのか、ご説明を願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 基金の存続を指しておるものでありまして、庁舎そのものをどうこうするというところについての本議案については、そういう内容のものでございますので、ずれておるとい指摘は私はちょっと納得がいきません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ずれておるかずれていないかということは、これは聞いておる市民が判断してくれるだろうと思うのです。今どき2,100万の基金を積んで、市役所建設に備えるというのであれば、2,100万は急速に庁舎を建設するにたえ得る金額に積み増しをすべしというぐらいの指摘があってしかるべし。単に8基金を廃止して1つにまとめるというものからこれを抜き出してきたということは、今にして考えれば大した意味はない、こういうふうには指摘しておきたい。

それから、むしろそういう方法をとるのであれば、私はこの統合基金というのは61億と承知しておるが、むしろその基金の科目を抜き出すのではなくて、逆にこの基金を膨らませて分離をするという、そのぐら

いの積極的な提案があれば私は了とするところであるが、修正者においてそのような意識があったのかなかったのか、お答えを願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 先ほど申し上げましたように、金額をどのくらい積み立てるとかというようなことについては考えておりません。要するに将来のために今から財源を確保するために少しずつでも余る、例えば平成20年度の決算で14億ぐらいの歳入歳出決算差し引き収支が出ます。そういうものを少しでも積み立てて将来のために積み立てるべきだという趣旨でございまして、今具体的に庁舎をどうこうするというようなことについては、全く触れておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 見識ある総務委員長のお答えですから、全面否定はしません。しかし、こういうものは補強してこそ意味があるということをおは申し上げておるわけでありまして。もっと付言して言うならば、来年、再来年ですか、あそこへ議会棟を建てるなどという愚かしい計画があるわけでありまして。それに対して、そんな継ぎはぎだらけの庁舎だめだよと。この基金を使って本格的市役所を建てるべきであるという期待を込めての分離ということならば意味があるかなと、こう思っております。

最後に、見識ある総務委員長のあえて単独修正という、この蛮勇という、ちょっと表現が違いますが、勇気ある態度を評価しながら、あなたの修正に至る中にそのようなものが少しでもあったら救われるかな、こういうふうな期待を込めて、もう一度あなたにお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 最初のお二方の質疑にお答え申し上げましたとおり、当然統合庁舎というのは、先ほど申し上げましたいろいろな市の機能、組織が一緒になったということは、当然将来必要です。それ何年先になるかわかりませんが、そこについては私触れません。ただ、そういうものが必要だということで、今から基金を積み立てるべきだと。その財源を確保を新たに特定目的で確保すべきだということですし、それから差し向き迫っていることについても、その基金を積み立てておれば、そこから充用できるということのように解釈しておりまして、今加賀議員から質疑のあったことについては、私も真摯に受けとめたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 次に、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議案第222号の10款教育費、8目社会教育施設費の中で質疑させていただきます。

歴史民俗施設管理運営費、補正額が654万9,000円ついております。その内容は、消耗品費の増、資料展示解体、運搬等委託料、施設改修工事費と書いてありますけれども、これらはいわゆる小木にありますアマチュア秀作美術館の建物の今後のことなのですけれども、この意見が総文としてつけられたわけなのですけれども、このアマチュア美術館の今後の運営管理について、執行部からはどのような説明を受けてこのような意見をつけられたのかということで、アマチュア美術館の作品を展示館廃止後の作品の今後と展示方法及び管理について、それから美術館の建物、これは2つ建物があるのですけれども、旧館と本館、

新館とあるのですけれども、この本館のほうの今後の運営管理についての議論はどのようなものがされたのか。このアマチュア美術館の作品を図書館の横にある考古資料館に移すという議論がされていたようですけれども、では考古資料館の作品の行き先はどうしようというような議論がされたのか聞かせていただきたいのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 村川議員の質疑にお答えしたいと思いますが、1点目と2点目は多少ダブる可能性がありますので、その点はご了解いただきたいと思います。

まず、1点目ですが、展示館廃止後の作品の今後の展示方法及び管理等についてでございますが、私ども委員会の中では教育委員会からの説明ではこのように承っております。まず、アマチュア秀作美術館は佐渡考古資料館に移設し、規模を縮小し、常設展示をしたい。

それから2点目ですが、中川司気大記念館の一部は佐渡考古資料館に移設をすると。それから佐渡考古資料館は廃止をし、その資料は海運資料館に移設をします。したがって、現考古資料館にはアマチュア秀作美術館、中川司気大記念館が入り、従前ありました図書室と一体化した管理体制となります。この経緯が今回の補正予算に計上されております。

次に、中川司気大記念館の新館部分の利用については、市の直営の市民ギャラリーとして活用したい。民間の美術愛好団体が中心となり、定期的に展覧会、展示会等を開催したいというような意向がされているというふうにお聞きしております。

2点目でございますが、アマチュア秀作美術館の今後の運営等ですが、現在2年間の指定管理として出しております。年間これが485万2,000円の市の負担となっておりますが、今後は市の直営として先ほども申し上げました民間団体等が関与していただければ、光熱水費として50万円程度市が負担をして運営できるのではないかとというような、こういう話もございました。そういうことでございますので、しばらくはこの民間の方々に任せて様子を見ようと。その結果を見て廃止も含めて改めて審査をしたいということになりました。

それから3点目ですが、これに関しての議論はありませんでした。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 見識ある総務委員会の審議としては、私ちょっと火曜日か、水曜日の日に委員会が早く終わったので傍聴させていただきました。その審議の内容がちょうどアマチュア美術館をやられていたので、地元であるものですから、大変気になって聞いていましたけれども、余り地元の背景をご存じなくて審議されているなという気がまず第一にしました。執行部のほうにも説明する執行部側からもそれがうかがえました。ここは、アマチュア美術館は旧館と新館、本館と、いわゆる通称中川司気大記念館と2つあるのです。その旧館を壊すというか、閉鎖してそこにある作品を考古資料館、図書室の横にあります、図書館の。どうですか、三、四十メートル離れているところなのですけれども、そこへ持ってきて、本館の事務所にしているところはそのまま先ほど言ったように市民の方のギャラリーにするという話があった

のですけれども、この図書館は実は私地元の職員も知らなかったというのはちょっと恥ずかしかったのですけれども、図書館は1階と2階に図書を置いてあるわけなのです。それを1階だけだと思われたみたいなのです。その1階の図書館の横にある考古資料館に美術作品を置いて、図書館は1階と2階そのままになっていて、この図書館に勤務されている方というのは、非常勤職員の方で毎年契約更新やっているのですけれども、その方はとてもそれではできないと。アマチュア美術館のほうの作品を管理しながら1階と2階の図書の管理までやれば、コピーしているようなときに悪意があれば作品を勝手に持ち出すこともできるわけですし、それと考古資料館の作品を今度は海運資料館のほうに移して、そこの海運資料館の資料と展示するというような話なのですけれども、これやっていくと、多分教育委員会の人間を1人ふやすか、非常勤職員の方を1人ふやすかししないとできないということなのですけれども、その辺の細かい議論までされたのかどうか。

それともう一つ、一番気になったのは、この教育委員会の管理から外してほかのものに使えるかというような議論もされたのかどうか、それをお聞きしたいのです。先ほどアマチュア美術館の本館を地元の美術愛好家の方たちに管理してもらおうというような話だったのですけれども、私この中心になっている方よくご存じなものですから、すぐにその日にお聞きしました。そうしたらその方たちは、とてもそんなこと自分たちのグループではできないと。年に1回か2回の展示会をやっているそのときに役場へ行ってかぎを借りて、あそこをあけて展示するようなことしか自分たちは考えていないので、年間を通してそんな我々に管理なんてことはとてもできないということだったので、その辺も含めてよくわかった状況で審議されたのかどうか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） まず、1点目の人員配置のことについては、深く審査をしております。

それから、2点目についてのございですが、質疑の中で、その前にちょうど所管事務調査も同じ件でしてあったものですから、それと一緒にあわせて審査を行いました。そして、その中で出たことなのですが、いろいろの意見は100くらい意見はございましたが、その中で地域の方、特に地域の議員さんがおられますので、そういう方々に意見を聞いてみたかということで質疑しましたが、その時点では9月に行った後は何も聞いておりませんというような内容でした。したがって、地域の実態は委員会の説明を一方的に受けただけで私どもは審査をしました。したがって、当面その地域の民間の方々が行っていただけというような意向があるというふうにお伺いしたものですから、それを素直に受けまして、しばらくはそちらに任せてみて、その結果を見て今後の対応を決めようというようなことに委員会では取りまとめをさせていただいた次第であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 私は、良識ある総務委員会の方たちであればこそ、しっかりした審議をしていただきたいなど。というのは、このアマチュア美術館だけでなく、これから温泉施設等々いろんな公共施設が地元運営云々というようなことで、できなければ閉鎖というような話がどんどん出てくると思うのです。

その中で、きのうも組織の話で全協の中でも横断的な考え方に非常に欠けると、今の行政側の組織のあり方は。お互いが自分たちの領域の壁を越えようとしないうし、越えてこっちに来させようとしないうしということはあるのですが、確かにそうなのです。実は、これちょっと説明させていただきますけれども、7月の24日にこのアマチュア美術館をどうしようかということで、小木で会議をしたいということで、地元の議員、佐藤議員と私、それから執行部からは教育次長、それから文化遺産課長ですか、この担当の課長、それから係長ですか、補佐かな、教育委員会から3名、それから行革の課長、それから行革の係長か、補佐かな、行革からも2人来ました。それから、地元のサービスセンター長の中で、この施設をどうしようかといったときに、私が提案したのですが、実は企画財政部でやっている定住促進事業、定住促進事業を民間の人たちが今の市のやっているのでは全然何かままごとみたいな定住促進事業で、実がないと。自分たちが任せてもらえればもっともっと定住促進につなげる事業ができるということをお木さんの地元の人にもいるのですが、羽茂の方も、それから両津の方も新穂の方もいるのですが、インターネットを使えばその事務所は佐渡にどこにあっても距離的には非常に短いから、そういう形でのアマチュア美術館を管理させてもらえれば、美術館の管理料はゼロでいいと。指定管理料ゼロ円でいい。そのかわりに定住促進事業を佐渡市から請け負ったという形で、その事業に対して幾らかの予算を割いてくればやりましょうということで、教育委員会の次長は大賛成で、そういうことで企画で使ってもらえるのだったらぜひありがたいからやってもらいたいということだったのです。その後私はちょうど1週間後に市長にもその話をしました。市長も非常に興味を持っておられて、それはおもしろい話ということで、私は多分それからすぐに横の連携ができたと思ったのですが、話が進まずに実はそこは挫折した形になりまして、あの施設は教育委員会から閉鎖して行く行くは壊したいというような、このような審議がこの間の委員会です。

私、今回もう一度総務委員会だからこそそういう話が、横断的な話ができるのは総務がしっかりやってもらえればいろんなところから観光施設としてもできるし、教育委員会でだめなら観光施設あるいは産業の何かの施設ということができると、今地元でこの施設をそういう形で閉鎖するのであれば、障害者の施設の方たちが自分たちに自立支援法における就業支援という形で先ほどあったような説明の金額でやらせてもらえればできるかもわからないというような話もあるので、ぜひそういうようなことも含めて、今後の施設の審議に関しては、総務委員会に期待するところが非常に大ですので、その辺ちょっと今後委員長お願いできますでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 今村川議員の前段のお話は、今私聞くの初めてでございまして、そういうことも踏まえまして、この後また所管事務調査等で審査なり、調査をしていきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 議案第190号の反対討論を行います。

今回出されている修正案は、9本の目的基金のうち8本を佐渡市地域振興基金に、残りの1本の福祉保健センターやすらぎの運営基金条例を地域福祉基金に整理統合するという原案を修正をし、積み立てる8本のうち行政庁舎建設基金だけを独立して残すというものであります。

反対の理由は、執行部提案の原案は議案第188号、189号も同様に、目的基金を整理統合するものですが、今議案だけ行政庁舎建設基金を独立して残すことには整合性がないという点です。今議案の目的基金をまとめる佐渡市地域振興基金の目的は、市民の連携の強化及び地域振興のための事業に充てるため、佐渡市地域振興基金を設置するというもので、基金の使用目的は拡大解釈ができるものとなっており、例えば行政庁舎建設にも使える内容となっているものであります。行政庁舎建設基金を組み入れることは何ら問題がないものであります。庁舎建設の目的の基金を独立させるのであれば、今回統合されるほかの基金についても同じことが言える目的を持つ基金が幾つかあるという点も反対の理由であります。地域振興基金に組み込まれる基金で、使用目的が条例で明確化しているものは、堀基金は教育文化の振興、人材育成の基金は各分野での活動の指導者の人材育成、ダム建設基金は水資源確保、両泊航路基金は航路の振興維持、環境整備基金は人とトキが共生で生きる島づくりとなっています。少なくとも本来ならば堀基金は教育文化振興基金に、環境整備基金はまだ残っているトキ環境整備基金に組み入れるというのならば理解をできますが、行政庁舎建設基金のみを独立させて残すという点には無理があると考えます。

加えて指摘をすれば、今述べたように少なくとも堀基金や環境整備基金は、それぞれの目的の基金に加えるべきであったし、本来基金の整理統合は、今日の時代に合った施策の主要目的に全体として作りかえることも含めて検討すべき性格のものであったということも強調して反対の討論とします。

○議長（竹内道廣君） 討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

本案は、委員長の報告のとおり修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第206号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 要点だけを述べます。

議案第206号 公民館条例の一部改正についてであります。これは、新穂の行政サービスセンターに公民館を整備統合するものにかかわってのものであります。この条例では公民館の使用料の値上げをしております。今でも公民館活動等で使用料がなかなか大変だという少なくない市民の声があります。そうい

った点で反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

議案第206号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより総務文教委員会に付託した案件のうち、議案第189号 佐渡市産業振興基金条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第222号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第189号 佐渡市産業振興基金条例の制定について、議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定について、議案第206号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第222号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についてを除く案件について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件を議題といたします。

小田市民厚生常任委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第192号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第193号 佐渡市赤泊福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第194号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第195号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第196号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第197号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第198号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第199号 佐渡市羽茂陶芸センター条例を廃止する条例の制定について、議案第200号 佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第218号 財産の無償譲渡について（総合福祉センターしゃくなげほか）、議案第219号 財産の無償譲渡について（真野老人福祉センター寿楽荘）、議案第220号 財産の無償譲渡について（羽茂陶芸センター）。以上12議案は、公共施設の管理運営の見直しにより、総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ、両津デイサービスセンターたんぼぼ、豊岡保育園、両津デイサービスセンターいわゆり、両津在宅介護支援センターいわゆり、両津支所岩首連絡所、畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里、小木デイサービスセンターつくし、小木在宅介護支援センター、小木保健センター、小木短期入所施設つくし、赤泊福祉センターやすらぎ、赤泊デイサービスセンターやすらぎ、赤泊保健センター、赤泊在宅介護支援センター及び真野老人福祉センター寿楽荘を社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ並びに羽茂陶芸センターを羽茂高齢者生きがい陶芸クラブ「郷窯」へ平成22年4月1日をもって無償譲渡すること等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）。本案は、真野第2保育園及び西三川デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会を指定し、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間当該施設の管理を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第223号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、上半期の医療費の動向及びインフルエンザ対策のために、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,832万7,000円を追加し、予算総額を73億917万3,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第224号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、介護給付費の増加等により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,720万7,000円を追加し、予算総額を68億4,899万3,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第226号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について。本予算案はすこやか両津に9床を増床することに伴う臨時介護員の増等により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ218万円を追加し、予算総額を6億3,355万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものと

して決定しました。

議案第227号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的支出において入院に係る被保険者返還金に伴う過年度損益修正損を90万円増額し、収益的支出の累計予算額を24億9,884万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

質疑通告をしてあるとおりでありますが、委員長報告がまとまっていますので、議案第194号、200号にかかわる12本の議案のうちのこの2点についてお尋ねをしたいと思います。

高齢者福祉は、総合的な機能が必要だというふうに言われている中で、今回上がっているものの中で、デイサービスセンターと総合福祉センターの機能を持った施設を無償譲渡することになるわけですが、佐渡市として今後必要となる高齢者福祉等の総合的な施策などの市の拠点あるいは施策の一つとしては、やっぱりこういった施設が必要ではないのか、将来を見た場合。この点どういった方向なのか、お尋ねをしたいと思います。

議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）の指定管理についてお尋ねをします。10月半ばに業者を公募、そして11月の半ばに締め切り、そして今議会で指定管理者が事実上決まるわけであります。4月30日にホームページで指定管理の方向を予告していたから今12月議会で指定管理が決まっても1月から業務引き継ぎを行うというのは、常識的に考えて問題を含んでいるのではないかと思うのですが、その辺はどのように審査をされたのか。

2点目は、社会福祉課は意欲のある団体にとって準備期間は十分に確保されているとしていますが、多くの他市は保育の質を保つために、保育園の指定管理の公募条件には、保育連盟等の県の団体等に加入していることが最低条件とされており、準備期間があつたにもかかわらず、保育連盟等に加入をしていないのはなぜか。

3点目に、国の保育所運営費の支弁の条件でも、保育所を運営する組織の理事長も含めて、保育についての見識や研修が必要となっております。当然この指定管理を受ける業者も必要だと思いますが、この点はどうなっているのか。

4点目、少子高齢化が進む中、農山村部などの過疎地では保育とデイなどの複合的施設の方が注目をされています。事実上佐渡市唯一の複合施設として今後の高齢者福祉や保育のあり方を検討する施設として残していく必要があるのではないかと思います、その辺はどのように審査をされたのか。

最後に5番目、コストを下げ、同程度の保育内容とするには人件費を下げる以外にないこととなりますが、人件費割合あるいは額は現在の佐渡市の市立保育園と同程度のものとなるのか、お尋ねをします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） それでは、中川議員にお答えします。

まず、1点目のデイサービスとの複合施設の無償譲渡に絡む関係ですが、今回の出されております議案の6施設については、既に公共施設の管理見直し等の議論を積み上げてきた結果、指定管理制度を経て民間譲渡をされたものというふうに考えました。

2点目が譲渡先の社会福祉協議会は、現在も指定管理者として福祉サービスを提供している団体で、実績があります。市民へのサービス低下というのとは考えられない。

3点目が譲渡後において、現在それぞれの地域の拠点として行っている福祉センターにおけるサービスは継続をされるということが審査の過程で明らかにされております。そういうことをもってとしたものでありますが、今後他の市直営の福祉施設や総合的な福祉政策の拠点等をどうするかという今後の方向性については、委員会の審査は行っておりません。

次に、西三川の指定管理にかかわる関係についてお答えをします。議員ご指摘のとおり、多分保育事業が初めての事業者が受けたということに対する不安等もあるということなのだろうというふうに推測をしますが、私どもの審査の中で、21年の3月に第2保育園運営検討委員会というのが地域、地区と、それから保護者の代表から成る検討委員会が組織をされて以降、複数回にわたって保護者説明会や運営検討委員会での説明や協議がされた結果、検討委員会の了解を得て公募手続と管理者の選定がされたというふうに聞いております。

2点目に、1月から3月まで3カ月間の合同保育等による引き継ぎ期間がありまして、その後保護者要望もありまして、1年間1名の市の保育士の派遣もあって、保護者の皆さんの不安のある保育サービスへの影響というのとは避けられるという判断をしました。

3点目に、移行後の運営については保護者、事業者、市の3者協議会による保育サービスのチェック等により質の確保は可能というふうな、以上3点を報告を受け、審査の結果原案を可としたものであります。

次に、2点目と3点目をあわせてお答えします。いわゆる保育連盟の加入の問題と、それから支弁の条件の関係ですが、今回私どもの審査の中では、市の募集要綱等に基づいて選定委員会での審査の結果、事業者が選定されたということで理解をしておりますので、今言われたご指摘の2点につきましては、審査をいたしておりません。

それから4点目に、いわば今後のこの施設の関係であります。5年間の指定管理期間がございます。その中で十分に市の唯一の複合施設であるというふうなことも含めて、今後の中で十分な検討が可能であるというふうに考えて原案どおり可としたものであります。

あと通告でなかった人件費の関係ですが、これは今市が行っている運営費というものが措置をされるというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）に対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） ただいま議案になっている議案第214号 公の施設の指定管理について反対討論を行います。

この議案は、真野第2保育園と西三川デイサービスセンターが1つ屋根の下にある保育と高齢者福祉の複合施設を業者に指定管理に出すというもので、佐渡市にとって初めての保育の実質民営化第1号であります。質疑の中で幾つか問題点にも触れましたので、反対の理由は絞って述べます。

私は、民間保育イコール保育の質の低下だなどとは言いませんが、保育の指定管理や民間化は、都市部でさまざまな問題が浮き彫りになっているのと同じ流れであり、保育園が民間化される流れには、大きな疑問を持つものであります。公立保育園を初めて指定管理に出すというのに、その保育園を受ける業者が全く保育業務の経験もない団体であるという点も非常に問題です。しかも、市いわく公募するまでには十分な時間があつたといいますが、保育の研究や研修等を行っている県レベルなどの保育団体に加入するというのは、私立保育園にとっては当然のことです。保育事業計画など、これはそれなりの勉強をすれば素人でもつくれるものであります。保育とは子供という人間形成の基礎をつくる最も大切な時期を幼児期の人間形成について専門性を持った保育士が園として保育計画を持つとともに、保育士集団のチームワークの中で一人一人の子供の育ちに寄り添って育ちを支えるもので、単純に保育士を寄せ集めて面倒を見ればよいというものではありません。

多くの議員の方は、人件費や財政経費削減のためにもなる保育園の民営化には賛成のようではありますが、民営化についての態度の是非は別にしても、今回の指定管理の選定は、地元で選定される業者のうわさが早くから流れていた業者である点、そして何よりもきょう正式に指定業者が決まるのに、正月三が日も含めて10日程度しかないのに、1月から引き継ぎ業務を行うというのは、常識的に考えて無理があります。こういった意味では、指定業者選定に極めて大きな疑問があると言わざるを得ませんし、市民の中には不信の目を持つ人も数多くおります。仮にこのような公募選定を行うのなら、公募選定のあり方を変えるべきであります。多くの議員の皆さんは、常日ごろ地方自治の二元代表制の議会は監視と批判の府として、厳しくあらねばならないとして対執行部に対しても厳しい態度で臨んでおります。自らの政策論が達成されるのなら、政策達成の手段などはどうでもいいのでしょうか。これでは監視と批判の府という言葉が自らが踏みしめるものになるのではないかとこのことをあえて述べて反対の討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定

について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）を除く案件についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件を議題といたします。

若林産業建設常任委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第201号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、泉農村公園を地元自治会に譲渡し、公の施設としての設置を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第202号 佐渡市景観条例の制定について。本案は、景観法の施行に関し、必要な事項、その他景観づくりのために必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第203号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井運動公園のゲートボールコートを廃止し、他の用途に使用するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第212号 字の変更について（秋津沖地内）。本案は、新潟県が土地改良事業により施行した県営経営体育成基盤整備事業の工事が完了し、字の変更をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第213号 字の変更について（畑野中部地内）。本案は、新潟県が土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業の工事が完了し、字の変更をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第217号 財産の無償譲渡について（泉農村公園）。本案は、泉農村公園について泉区会に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第225号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,690万円を追加し、予算総額を46億449万9,000円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では下水道使用料、下水道事業債及び下水道事業費補助金等を増額し、歳出では下水道管理費及び污水管渠工事費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 通告してあるとおりであります。議案第202号 佐渡市景観条例の制定について質疑を行います。

先ほど委員長報告が余りにも簡単な中身でありますので、お尋ねをしたいというふうに思います。ご案内のようにこの景観条例は、個人の家を建てる時に形や色が制限を受けるというものですから、そして場合によれば罰金もあるというものですから、これは本来市民の自由を制限するものですから、慎重であらねばならないというふうに私は考えます。そういった点では、佐渡市になって平成16年の10月に地域振興局と佐渡市が合同で景観に関する住民意向調査をしております。その中を見て特徴的なのが今回出ている家屋等を中心とした景観ではなくて、自然環境等をよくしようではないかというのが圧倒的に多いように私は見受けられるのですが、まず市民の意向という点でいえば、市民の関心の高いところを中心とした景観条例でいくべきではないのか、その辺はどのような議論がされたのか。

2点目は、何でもそうなのですが、こういったものというのは上から条例を制定して、個人の自由を制限するというものではないというふうに思います。そういう意味では、集落あるいは町内会からの取り組みというふうにしていかなければならないと思うのですが、具体的な取り組みはどのようになるのか、この点をお尋ねしておきたいとします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） それでは、お答えをいたします。

平成16年に佐渡地域振興計画の策定に当たり、その一環として景観についての島民の意識調査が行われております。島民の景観に対する意識としましては、自然を守り、ごみの不法投棄のない環境をつくっていくべきという意見が多く見られます。また、そのほかには建築物や工作物については、歴史や文化を大切にす観光地佐渡にふさわしい風景であってほしいという意見もあります。このたびの景観条例の策定に当たりましては、策定委員会が設けられまして、7回開かれておるそうであります。今ほどの指摘がありましたような自然景観については、土石の大規模な採取であるとか、土地の改変、水面の埋め立て、樹木等の伐採、屋外における堆積物、そういったものを規制することによって、保護に配慮されているものと思われま。この条例は、建築物や工作物に対する規制はできるだけ緩やかにして、罰則よりも住民の意識の高揚を図ることを目的にしております。

2番目にあります条例による上意下達ではなくて、住民や集落からの意識の向上や取り組みを目指すべきではないかということですが、これは中川議員の言われることはもっともでありまして、審査の中でもそういった意見が出されました。住民による意識の高揚については、今後市報やチラシによる周知、また建築業や建設業界への協力以来や支援策のPRを進めていくこととなります。また、規制が目的ではなくて、地域の特性を生かした景観保全の取り組みなどに支援をしていくこととなります。これらの説明を受けまして、審査の結果、可決すべきものといたしました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第202号 佐渡市景観条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第202号 佐渡市景観条例の制定についてを除く案件についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件を議題といたします。

佐藤決算審査特別委員長の報告を求めます。

佐藤決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 佐藤 孝君登壇〕

○決算審査特別委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

継続審査中の議案第167号 平成20年度佐渡市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、一般会計及び14の特別会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

1、一般会計、歳入決算額450億480万5,465円、歳出決算額435億4,803万74円、歳入歳出差し引き残額14億5,677万5,391円。2、国民健康保険特別会計、歳入決算額73億6,203万4,698円、歳出決算額69億2,247万7,774円、歳入歳出差し引き残額4億3,955万6,924円。3、老人保健特別会計、歳入決算額9億3,284万5,356円、歳出決算額9億7,262万6,701円、歳入歳出差し引き残額マイナス3,978万1,345円。4、後期高齢者医療特別会計、歳入決算額6億8,509万736円、歳出決算額6億7,395万4,730円、歳入歳出差し引き残額1,113万6,006円。5、介護保険特別会計、歳入決算額63億775万1,914円、歳出決算額62億2,110万5,062円、歳入歳出差し引き残額8,664万6,852円。6、簡易水道特別会計、歳入決算額22億4,248万4,121円、歳出決算額21億6,730万9,627円、歳入歳出差し引き残額7,517万4,494円。7、下水道特別会計、歳入決算額53億3,324万9,334円、歳出決算額51億6,522万3,298円、歳入歳出差し引き残額1億6,802万6,036円。8、土地取得特別会計、歳入決算額1,973万4,803円、歳出決算額1,973万4,803円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円。9、宅地造成特別会計、歳入決算額38万1,834円、歳出決算額ゼロ円、歳入歳出差し引き残額38万1,834円。

10、歌代の里特別会計、歳入決算額4億4,659万1,605円、歳出決算額4億4,072万3,972円、歳入歳出差し引き残額586万7,633円。11、五十里財産区特別会計、歳入決算額46万3,354円、歳出決算額46万813円、歳入歳出差し引き残額2,541円。12、二宮財産区特別会計、歳入決算額305万3,617円、歳出決算額305万3,121円、歳入歳出差し引き残額496円。13、新畑野財産区特別会計、歳入決算額581万6,335円、歳出決算額571万5,102円、歳入歳出差し引き残額10万1,233円。14、松ヶ崎財産区特別会計、歳入決算額2万6,750円、歳出決算額2万6,750円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円。15、真野財産区特別会計、歳入決算額382万8,384円、歳出決算額343万4,258円、歳入歳出差し引き残額39万4,126円。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。観光振興対策事業について、社団法人佐渡観光協会への市補助金のうち、佐渡観光協会運営費補助金4,290万円に関する佐渡観光協会側の経理に誤りがある。このような事態は極めて遺憾である。市から佐渡観光協会へ1億2,000万円余りの多額の補助金を交付していることにかんがみ、佐渡観光協会の経理について十分な監督責任を果たすこと。

継続審査中の議案第168号 平成20年度佐渡市畷田財産区、猿八財産区、長谷財産区、三宮財産区及び大久保財産区決算の認定について。本案は、平成20年度佐渡市畷田財産区、猿八財産区、長谷財産区、三宮財産区及び大久保財産区決算について、財産区を廃止したことにより、財産区固有の審議機関が消滅したため、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第169号 平成20年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、両津病院、相川病院及び介護老人保健施設すこやか両津の公営企業会計決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。概要。1、収益的収入26億6,565万5,536円、2、収益的支出28億8,082万1,368円、3、資本的収入7億3,890万6,431円、4、資本的支出3億5,014万4,331円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第170号 平成20年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、両津、相川、佐和田、金井、新穂及び真野の6地区における水道事業の公営企業会計決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。1、収益的収入11億3,866万5,326円、2、収益的支出10億5,550万1,711円、3、資本的収入11億9,373万6,968円、4、資本的支出17億7,656万8,231円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

なお、本委員会は添付資料として新年度予算に向け、改善、見直しの検討を求める事項について、さきに執行部へ提出してありますので、報告します。

1、総務課。(1)、職員健康診断について、本市の職員健康診断の受診施設は社団法人新潟県労働衛生医学協会及び両市立病院の3カ所である。平成20年度の職員健康診断受診者1,330人のうち、市立病院の利用者は558人で、41.9%と過半数以下である。市立病院の経営改善のため、市職員は市立病院を利用するよう受診方法の改善を図ること。

(2)、市報「さど」お知らせ版について、市報「さど」の補完的な形態で市報「さど」お知らせ版が発行されているが、その内容は緊急性に乏しく、必要性は極めて低いものと思料する。よって、掲載記事の見直しを早急に行うとともに、市報「さど」お知らせ版を市報「さど」に統合するなど、抜本的な改善

をすること。

2、防災管財課。(1)、市所有の土地、建物について、賃借料を伴う土地については、保有する必要性を十分に検討の上、必要なものは借地解消に努め、不必要なものは所有者に返還すること、また遊休地、遊休施設についても必要性を検討し、関係者と十分協議した上で、譲渡が可能なものについては速やかに売却すること。

(2)、財産管理、整理について、合併後5年が経過しているにもかかわらず、いまだに財産管理、台帳整備は十分とは言いがたい。特に出先機関における財産管理には問題があり、保存すべき財産の紛失を招きかねない状態である。よって、早急に関係課と協力し、財産管理、台帳整備の徹底を図ること。

3、下水道課。下水道事業について、水洗化率は49.4%といまだ5割を下回り、一般会計からの繰入金金は16億3,235万5,000円で、歳入の30.6%を占めている。このことは、下水道事業の財源が繰入金に依存していること、また加入促進が図られていないことを顕著にあらわしている。よって、下水道事業の加入促進及び新たな下水道施設設置の抑制などにより、財政改善に向けてより一層努力すること。

4、選挙管理委員会。選挙公営掲示板の作製委託について、公職選挙法に基づく公営掲示板の作製については、島外業者が受注しているが、島内における公共事業が急激に減少していることをかんがみ、可能な限り島内業者が受注できるよう改善すること。

5、消防本部。(1)、防火水槽用地の土地賃借料について、市内に配置されている防火水槽用地の賃借料について、合併前の旧市町村の運用を継続しており、統一されていない。合併後5年が経過していること、負担の公平性の観点から、早急に借地料を統一すること。

(2)、耐震性貯水槽整備事業について、防火水槽設置工事の施工方法については、現場打ち工法によるものと2次製品工法によるものがある。工事費は、2次製品工法のほうが高額であり、限られた予算内で耐震化を早急に図る観点から、現場打ち工法をできる限り採用すること。

以上です。

○議長(竹内道廣君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番(猪股文彦君) 昨年度決算は、不認定という大変議会も難しい運営の中で行われたのですが、今年度は委員長質疑もありませんので、あえて私が質問させていただきます。

そもそも決算は、この事業が必要か必要でないかということ審査した上で、市長を招いて総括質疑を行い、来年度予算に反映するという大きな意味合いがあると思いますので、そういう意味で審査をされたと思います。国も近年会計検査院の検査は、その工事が正しいかどうかというよりも、評価に値するかどうかということで検査をし、それを国会に報告しております。また、行政監察局は行政評価局というふうな衣がえして事業の定期監査においては、その評価を重点的に見ている報告であります。したがって、私は委員長が指摘された事項よりも決算書そのものについて重要と思われるものについての審査の内容をお伺いします。

まず、行政改革特別委員会でも、あるいは市の10年後の人員管理においても大きく問題になっております人件費の問題です。まずそこから聞きます。どうして人件費についての意見が示されていないのか。ま

た、6年たちます合併後ですが、各旧市町村から職員が集まっている。なかなかうまく型が合わないのかどうかわかりませんが、能力のない職員が上司におり、仕事はかどらないとか、あるいはできませんで済んでしまうという職員を認める上司がいるとか、いろんな話が職員の間から聞こえてきますが、人件費について妥当であったかどうか。仕事の上において妥当であったかどうかということについてまずお聞きいたします。

そして、職員が毎年60人くらい退職しておりますし、議会も議員が60人から28人に削減しておりますけれども、毎年毎年少なくなっていく職員の備品はどのように処分をされているのか。財産管理はどのようにされているのか。その辺についての審査内容をお聞きいたします。

次に、私は一般質問で事あるごとに申し上げております広報の問題であります。すべての広報を一元化できないか。とかく役所関係から出てくる各戸に配送されるお知らせが余りにも多い。ほとんど読まれていないのではないかとということが1点。

また、佐渡市のテレビは、年間約1億5,000万ぐらいかかっているはずであります。どうして佐渡テレビと第三セクターにするとか、いろんな方法で統合できないのか。視聴率を皆さん調査してもらえばわかる。多分この議会が最高の視聴率ぐらいで、あとはほとんど市民が見ていない、そういう状況でないかということをも市民の多くの人から聞き、また私としてはほとんどの人が加入していると思っていれば、そういう佐渡市のテレビに加入する必要はないという市民が結構いるということですので、この辺はどのような審査経過になっていたのか、お聞きいたします。

最後に、防火水槽のことですが、旧両津市はその地区の集落から土地を提供してもらっていて補助金をもらって設置をしておりました。これを見ると、何かすべて消防署でやっているようでありますけれども、借地料を払ってまで防火水槽をつくる必要があるのかどうなのか。それは、地域のためでもあり、一定の協力を求めないと将来の財政についてはこういう形ではなかなか佐渡市もやっていけないと思っておりますが、どういう方向がいいと考えているのか、その辺の審査が行われたかどうか、委員長に質問いたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤 孝君） 猪股議員の質問にお答えいたします。

まず、一番最初に質問されました人件費についてなぜ意見をつけないかということでもありますけれども、予算の執行状況については、別に問題はないということでもあります。その中で、審議の中で職員の削減や時間外手当の削減、これについてはもちろん一般質問や歴代の決算の中で意見もついています。そういう話は審議の中で出ました。ただ、今回意見として出さなかったというのは、あくまでも決算に対しての予算の執行状況を見て、重要だということはこれは重々皆さん委員わかっておりますので、その中で新年度予算に向けて、予算のときにそういう意見はつけたほうがいいのかということの話も出ました。一応今回の私ども委員会の中での審査につきましては、そういう職員の削減、時間外手当の削減等をするようにという、そういう指摘はしましたけれども、まとめのところで意見をつけるということまでは至りませんでした。

次に、備品についてでありますけれども、これは各支所、サービスセンターのまだ備品台帳のほうが整

備されていないということでもあります。今現在やっているということではありますが、その中で審議の中で、とにかく早急に備品の整備をし、そして不必要なものについては処分する。また、売却できるものについては売却するという形で早く進めるよう、そういう意見が出ております。

次に、広報についてでありますけれども、CNSのテレビについての意見は出ませんでした。それと、ここにさきに通告してあります佐渡テレビとの統合、これについても意見は出ませんでしたけれども、あくまでも当委員会での指摘は、広報「さど」のお知らせ版について、緊急性がないのになぜ無駄なものを出すのだと、広報「さど」に一本にまとめられるはずなので、その辺を無駄な金を使わずにきちっとやりなさいということの意見であります。

そして最後に、貯水槽についてでありますけれども、防火水槽ですが、猪股議員指摘のとおり両津地区の防火水槽の土地については調べましたら無償であります。そして、有償のところというのが、要するに借地料を払っているところが南佐渡管内の前浜地区があります。それと中央消防署管内、佐和田、金井、真野、畑野、新穂、これが一律1,200円とほとんど借地料を払っております。あとについては、両津と相川署については、これは無償ということでありまして、南佐渡は先ほど言いましたように前浜地区が有償ですけれども、あとは無償ということであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 人件費の問題については重要と考えているが、予算のときに意見をつけるということのご答弁であります。基本的には今回意見をつけて予算に反映するというのが正しい決算審査のあり方だろうと思います。これのご答弁は要りません。ただ、貯水槽については、借地料を統一するのではなく、無償提供も借地も、これは統一しないと佐渡市になった意味がないと思うのですが、その辺の審査の状況はいかがでしたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤 孝君） お答えします。

借地料については、当然統一しなければならないということでもあります。それは、管財課のほうで一括して借地については今検討しているということでもありますので、その検討内容に従うというお話も聞いておりますが、行く行くは借地料を払わなくていいような形、要するに集落なら集落から無償で土地は提供してもらおう。また、市有地に防火水槽を設置するという方向で、借地料は払わない方向でこの後いきたいというお話は聞いております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この際申し上げますが、基本的に監査の仕方ももう少し改善をして、費用対効果の面からの監査のあり方が必要かと思っております。ただ、数字が正しいかどうかというもう時代ではないと思っておりますし、私ども議会としても、費用対効果で、この事業が来年度必要か必要でないかというところまで踏

み込む必要があるかと思いますので、一言申し上げて質疑を終わります。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第167号 平成20年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第168号 平成20年度佐渡市畷田財産区、猿八財産区、長谷財産区、三宮財産区及び大久保財産区決算の認定について、継続審査中の議案第169号 平成20年度佐渡市病院事業会計決算の認定について及び継続審査中の議案第170号 平成20年度佐渡市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第168号から継続審査中の議案第170号までについては、委員長の報告のとおり認定されました。

会議の途中ではありますが、ここで10分間休憩します。

午後 3時23分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 発議案第11号

○議長（竹内道廣君） 日程第2、発議案第11号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第11号

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年12月22日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	”	村 川 四 郎
	”	中 川 直 美
	”	金 田 淳 一
	”	廣 瀬 擁
	”	小 杉 邦 男
	”	田 中 文 夫
	”	根 岸 勇 雄

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年佐渡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）第157条の協議等の場に出席するために旅行した場合の日当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。本案に続いて提出する発議第12号「会議規則を一部改正する規則」により、平成22年より議員全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議及び常任委員協議会が公式会議とされることとなります。本案は、今回公式会議化する4つの会議に係る費用弁償について、他市議会の状況等をかんがみ、日当を支給せず交通費のみの支給とするよう当該条例の一部を改正するものであります。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第12号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、発議案第12号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第12号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年12月22日

提出者	佐渡市議会議員	金	光	英	晴
賛成者	”	村	川	四	郎
	”	中	川	直	美
	”	金	田	淳	一
	”	廣	瀬		擁
	”	小	杉	邦	男
	”	田	中	文	夫
	”	根	岸	勇	雄

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第157条）
第8章 補則（第158条）」を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第157条）

第8章 議員の派遣（第158条）」に改める。

第9章 補則（第159条）」

第8章中第158条を第159条とし、同章を第9章とし、第7章中第157条を第158条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第157条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第157条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議案の審査又は市政に関する重要課題及び議会運営に関する協議又は調整を行うため	全議員	議長
各派代表者会議	各派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整を行うため	正副議長及び各会派から選出された議員	議長
正副委員長会議	議会運営に関する協議又は調整を行うため	正副議長及び正副委員長	議長
常任委員協議会	所管事務の調査・研究及び所管事項に関する協議を行うため	常任委員	常任委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。本案は、各派代表者会議等による決定により、議員全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議及び常任委員協議会を地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議等の場として会議規則に規定し、これら諸会議を公式会議化し、公務災害補償等の対象とするものであります。

よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第13号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君）

発議案第13号

たばこ税制に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年12月22日

提出者	佐渡市議会議員	小杉邦男
賛成者	〃	中川直美
	〃	祝優雄
	〃	猪股文彦
	〃	金光英晴
	〃	佐藤孝

たばこ税制に関する意見書

現在、国・県たばこ税をはじめとした、たばこの税負担は、すでに約63%となっており、平成20年度における国・地方たばこ税の合計額は約2兆1千億円超と推計されるなど、毎年2兆円を超える財源となっている。また、地方自治体においては、たばこ税の60%が一般財源となっており、平成19年度では約1兆3千億円超が全国の地方自治体の財源となっている。

一方、たばこの販売数量は、平成10年12月のたばこ特別税の創設以来、数量減少に転じ、その後2度にわたるたばこ税増税や喫煙規制の拡大等の要因もあり、毎年減少を余儀なくされ、今後の経年減少を避けられない環境であり、たばこ販売業界には極めて厳しい状況である。

このような中で万一、たばこ税増税が行われると零細なたばこ販売店はもとより全国約29万店のたばこ販売店の経営は困難を極め、地域の商店街や地方経済を疲弊させてしまうとともに、地方たばこ税の減収のみならず、地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国会並びに政府においては、次の事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 たばこ税増税に伴う様々な影響等を踏まえたバランスのある慎重な検討を行うこと
- 2 たばこ税増税は行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第14号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第14号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君）

発議案第14号

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年12月22日

提出者	佐渡市議会議員	小杉邦男
賛成者	〃	中川直美
	〃	近藤和義
	〃	祝優雄
	〃	猪股文彦
	〃	金光英晴
	〃	佐藤孝

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国会並びに政府においては、次の事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があることを考慮し、平成23年度以降は恒久的な制度とすること。
- 2 原子力発電施設に対する交付金との格差が大きすぎることを考慮し、水力交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第15号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、発議案第15号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

白杵克身君。

〔4番 白杵克身君登壇〕

○4番（白杵克身君）

発議案第15号

30人以下学級・適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国
負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出に
ついて

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年12月22日

提出者	佐渡市議会議員	白 杵 克 身
賛成者	”	金 田 淳 一
	”	中 川 直 美
	”	浜 田 正 敏
	”	大 桃 一 浩
	”	岩 崎 隆 寿
	”	本 間 千佳子
	”	近 藤 和 義
	”	祝 優 雄

30人以下学級・適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国
負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書

昨今の教育界は、いじめや不登校、暴力行為など深刻な教育問題があり、その解決のために、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子どもの個性を大切にし、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められている。それには、学級規模を30人以下に縮小することをはじめ、子どもたちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要であり、国が適正な公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」）を改正するべきである。

義務教育費国庫負担制度は、教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するために設けられたものであり、地方への多大な負担を課すことなく義務教育の基盤を作っていくことが国の責務である。

こうした教育事情を考慮し、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、次の事項を十分踏まえ、法改正

及び財源措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 30人以下学級・適正規模の少人数学級の実施をはじめ、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改正すること。
- 2 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を3分の1から2分の1にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第228号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、議案第228号 佐渡市名誉市民の同意についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、早速議案第228号 佐渡市名誉市民の同意についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市名誉市民条例の目的に照らし、厳正に候補者の選考を行った結果、平成20年11月に文化功労者に選出された浅島誠氏を佐渡市名誉市民に決定いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第228号 佐渡市名誉市民の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第229号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、議案第229号 佐渡市名誉市民の同意についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第229号 佐渡市名誉市民の同意について。

本案は、佐渡市名誉市民条例の目的に照らし、厳正に候補者の選考を行った結果、陶芸家で平成15年7月に人間国宝に認定された伊藤窯一氏、これは括弧書きで5代、伊藤赤水氏のことです。を佐渡市名誉市民に決定したく議会の同意を求めます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第229号 佐渡市名誉市民の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第230号

○議長（竹内道廣君） 日程第9、議案第230号 佐渡市名誉市民の同意についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第230号 佐渡市名誉市民の同意について。

本案は、佐渡市名誉市民条例の目的に照らし、厳正に候補者の選考を行った結果、陶芸家で平成9年6月に人間国宝に認定され、平成18年に亡くなられた故三浦小平二氏を佐渡市名誉市民に決定したく議会の同意を求めます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第230号 佐渡市名誉市民の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第231号

○議長（竹内道廣君） 日程第10、議案第231号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第231号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、川島勝年氏の任期が平成22年3月31日をもって満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の

意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第231号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第232号

○議長（竹内道廣君） 日程第11、議案第232号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第232号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成22年4月1日から佐渡市の人権擁護委員の増員が認められ、その候補者として、両津湊306番地、宮川安則氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第232号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第233号

○議長（竹内道廣君） 日程第12、議案第233号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第233号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成22年4月1日から佐渡市の人権擁護委員の増員が認められ、その候補者として金井新保乙165番地丑、桑原武子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第233号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第234号

○議長（竹内道廣君） 日程第13、議案第234号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第234号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成22年4月1日から佐渡市の人権擁護委員の増員が認められ、その候補者として徳和1262番地、渡邊キシ子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第234号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から佐渡市議会会議規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成21年12月市議会定例会最後でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

定例会に提案いたしました各種重要案件につきましては、慎重なご審議をいただきまして議決いただきました。厚く御礼申し上げます。また、継続審査となっていました平成20年度決算につきましても、認定いただき、まことにありがとうございました。今議会では、特に将来ビジョン、行財政改革について多くの意見、ご提言をいただきました。これらを踏まえて、市の将来像を見据え、地域経済を活性化させるための成長力強化戦略を工程表に基づき着実に進めていきたいというふうを考えているところでございます。

また、新政権となった国政の動向を注意しつつ、本議会で議決いただいた第2次経済対策事業予算を含む補正予算等の速やかな執行等により、厳しい状況からの脱却に努めてまいりたいというふうに思います。

さて、去る10日に多摩動物園で分散飼育されていたトキが里帰りを行いました。来る1月8日には、トキの保護センターのトキが石川県石川動物園での分散飼育のために移送されることになりました。両動物園において、鳥インフルエンザ予防のためにモニター映像だけの公開にはなりますが、佐渡からの情報と相乗効果により、野生復帰に向けた取り組みが加速することを期待しているところでございます。

本年も残りわずかとなりました。先週末から近年まれに見る寒波、積雪に見舞われて、大変な市民の状態でございますが、これから年末年始を迎えて、交通網等市民生活に支障を来さないように万全を尽くしたいというふうに考えております。議員の皆様方におかれましても、ご多幸の新年をお迎えくださいますようにご祈念申し上げて、閉会のごあいさつといたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成21年第7回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年12月22日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 廣 瀬 擁

署 名 議 員 小 田 純 一